

## 物価高不況下における保険犯罪

——保険金三億円事件にかえりみて——

青 谷 和 夫

### 一 はしがき

#### 二 戦後の保険犯罪

- 1 戦争の与えた社会倫理的影响
- 2 戦争の犯罪におよぼした影響
- 3 戦争の財産犯とくに保険犯罪におよぼした影響
- 4 戦時・戦後における犯罪の消長

#### 5 戦後の財産犯の動向

#### 6 経済界の活況期における詐欺事犯

#### 7 インフレーション時代の経済犯

#### 8 犯罪のデフレーション・スタグフレーションへの適応性

### 三 保険詐欺事犯の態様・動機

#### 1 保険詐欺

#### 2 放火の動機

#### 3 生命保険詐欺の動機

#### 4 保険詐欺事犯の態様——とくに生命保険詐欺事犯の態様

# 一 はしがれ

六〇

## 5 いわゆる保険金三億円詐欺事件

### 四 保険詐欺に対する民法政策

- 1 立法政策
  - 2 生命保険にともないやすい道徳的危険防止のための立法政策
  - 3 超過保険防止のための立法政策
  - 4 保険詐欺刑事立法政策理念
  - 5 保険詐欺に関する刑事立法例
  - 6 ドイツの刑事立法
  - 7 その他の刑事立法
  - 8 日本——考慮すべき立法
- 5 あとがき

# 一 はしがれ

終戦後の異常なインフレーション (inflation) の上昇にともないわが国の経済は有史以来の苦境に立たされたのであるが、昭和二七年（一九五一年）でようやく進行を停止したものの、経済成長のための軽度のインフレーションは常態となり、いわゆる「このび足インフレーション」（creeping inflation）の時代がつづけられた。その原因としては、インフレ・ギャップ (inflationary gap) のほかに、労働組合による賃上要求によるコストの上昇 (cost-push inflation) があげられるが、独立企業体の価格政策の結果生ずるインフレーション (cash-flow-flation)

のため、失業率の高い不況期にも物価水準の低下はみられず、不況下のインフレーションという現象 (Stagflation) が顕著となっている。

一般に経済界が活況を呈しているときは、そこに経済犯の行動舞台が築かれるものである。このことは、第一次、第二次世界大戦後のドイツの犯罪にも顕著にみられるところであり、わが国においてもその例外ではない。警察庁が昭和四七年から四九年までの三年間における各種保険をめぐる事犯（集金した保険料の横領など不正受給に関連しない事犯を除く。）の検挙状況について調査したところによれば、一一〇五事件、一、三三三三件、八七九名（うち逮捕三三六名）、被害額一八億九、八八〇万円（うち未遂額九億六、七八八万円）におよんでいる。<sup>(1)</sup> わいきん問題とされた別府のA保険詐欺事犯もその中にふくまれている。<sup>(2)</sup>

保険犯罪に関しては、すでに若干の研究を試みたのであるが、ここには、わいきんの新しい事犯にかんがみ考えさせられることがらについて研究を試みることとする。

（注<sup>1</sup>）警察庁の保険犯罪に関する調査（昭和五〇年四月一〇日）は、社会保険、簡易生命保険、生命保険、損害保険、各種共済にわけて行われている。昭和四七年、四八年、四九年の三カ年間における保険犯罪の検挙状況は、つきのとおりである。

### （A）社会保険

	事件数	
	件数	件数
（ア）失業保険	四七件	四四一件
検挙人員	三九二人	（五三人）
（うち逮捕人員）	六〇、八七七、六四〇円	（五四、七四〇円）
被 告額	（未遂額外数）	（未遂額外数）

# 一 はしがき

六二

		(A) 簡易生命保険		(B) 簡易生命保険		(C) 生命保険		(D) 損害保険		(E) 各種共済		(F) 以上総計		(G) その他		(H) 計	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
(ウ) 国民健康保険	(ウ) 国民健康保険	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
(エ) 健康保険	(エ) 健康保険	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
(オ) 労働者災害補償保険	(オ) 労働者災害補償保険	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
(カ) 自動車損害賠償責任保険	(カ) 自動車損害賠償責任保険	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
(キ) その他	(キ) その他	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
(イ) 自動車保険	(イ) 自動車保険	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
(ウ) その他の保険	(ウ) その他の保険	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
(エ) 計	(エ) 計	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数

以上、三年間の件数、検挙人員は、ほぼ横ばいあるいは下降を示しているが、被害額は年々上昇している。一件あたりの被害額は、四七年は七八三万六、〇〇〇円、四八年は七〇七万一、〇〇〇円、四九年は一億二九六万一、〇〇〇円となっており、四九年のそれは過去二年の一六倍以上に達している。

各種保険のうち社会保険の検挙数は全保険の大半を占めている(失業保険が最も多く、自賠責保険がこれについている)。社会保険について事件数の多いのは損害保険である(三六件、一七、六%)。件数においては簡易保険が最も多い(一二五件、九・四%)。なお、検挙人員では生命保険が最も多く(六四人、七・五%)、被害額においては生命保険が九億〇、五六七万円(四七・七%)で約半数を占めている(とくに未遂額は七億三、六四一万円(七六・一%)で四分の三以上を占め

て いる。)

- (2) 別府のA保険詐欺事件については後に述べる。なお、青谷・「保険契約申込書・告知書の記載をめぐる若干の法律問題」生命保険経営四三巻四号五四八ページ以下に契約法上の問題について指摘しておいた。

- (3) 青谷・「損害保険と犯罪に就て」・損害保険事業研究所特別講演速記録一一輯、同・「保険と犯罪」・保険学雑誌三七巻三三七号五五ページ以下、三七巻三四〇号三〇ページ以下、三八巻三四二号一ページ以下、三八巻三四三号一ページ以下、同・損害保険研究一六巻四号一二ページ以下、同・保契保險約法論II四〇六ページ以下に掲げる文献および保険犯罪に関する立法例参照。

## 二 戦後の保険犯罪

一 戦争の与えた社会倫理的影響 戦争は一国の政治・経済・法律のすべての分野に大きな革命をもたらしている。わけても、第一次、第二次世界大戦が参戦国はもとより非参戦国の社会倫理的方面に与えた革命は、その時間的空間的ひろがりの点において従来の戦争のそれをはるかに凌駕するものがあったのである。しかも戦時中はいうにおよばず、戦後においても長く影響力をおよぼしているのである。

社会倫理的影響のうち最も顕著なものは、戦争が犯罪におよぼした影響であるが、この傾向は、長期にわたる戦争をつづけてきたわが国においてとくに顕著なものがみられるのである。われわれは、太平洋戦争によっていまだかつて経験したことなかつたほどに、国民のひとりひとりの生活条件をコペルニクス的に一八〇度転回せしめられるのであると理解することができる。外部的諸与件としては、社会経済状態、教育、環境の変化などいろいろ考えられる。

二 戦争の犯罪におよぼした影響 すでに述べたように、戦争による社会倫理的影響のうち最も顕著なものは、戦争が犯罪におよぼした影響である。

犯罪については、対蹠的な二つのみかたが対立している。その一は、犯罪を個々の人間の個性から研究しようとする個性的心理学的なみかたであり、その二は、犯罪の発生原因を外部的因素すなわち個人を中心とする自然的社會的状态のうちに発見しようとする社会学的なみかたである。この場合、そのいずれか一方だけを強調するのあまり、從來の学説が一つの方向にわかれ、互いに論争をつづけていることは周知のとおりである。しかし、この争を解決するには、戦時における犯罪を観察するとき、そこに貴重な貢献をもたらすことを知るのである。けだし、世界大戦は、国民全般に大きな環境の変化をもたらしたからである。国家社会のあらゆる部面にわたって、また、人間のひとりひとりにまでその生活条件を変化せしめ、かつ、その変化が急激であったという点からいっても、おそらく大戦に比

肩すべりのななく、およそ近代のいがなる文明国民もじめだがつて経験しなかつたといふやである。しかし、すでにぐたように、戦争は、われわれの個人的特性ならびにその遺伝された素質の根本的な点については少しも変化を与えていない。戦前戦後を通じてわれわれが観察しようとする人間は本質的には同一である。したがつて、ある時期における人間の態様になんらかの変化が確証されたとすれば、それは外部的諸事件の変化を分析し究明するのほかない。外部的諸事件としては、経済状態のみでなく、個人が戦後になつてうけた教育環境もよくされるのであるが、犯罪原因を究明するにあたつては、あらゆる社会的因素に依拠しなければならないといふ意味に対しても世界大戦といふ犯罪徴表学的体験より以上に力強い証明を与えるのは、他にないであらう。

III 戦争の財産犯とくに保険犯罪におよびした影響 戦争の犯罪とくに財産犯——保険犯罪——におよびした影響を考察するにあたつては、戦争犯罪 (Kriegskriminalität) と戦時の犯罪 (Kriminalität der Kriegszeit) とを区別しなければならない。いかなる時代においても、犯罪の心理学的・社会学的影響を考察するにあたつては、創作的に形式を変化せしめながら犯罪に影響を与える場合について探求するといふがなむればならない。もとより犯罪を減少せしめる影響についても究明すべきは当然である。いふに問題となるのは、これらの影響が戦争の継続中みとめられたか、または戦後にいたつてはじめてみとめられたかといふことである。そのためには、戦時および戦後における犯罪徴表学的現象の実体を把握しなければならないのであるが、この稿においては、戦後におけるそれについての研究をとくに問題とするところである。いふに戦後とは、戦争にともないつて起つた諸事象が直接戦争の結果によゐるとの断定しつゝ上いれを戦後といふのである。したがつて、戦争と平和条約の締結 (第一次世界大戦ではポツダム宣言受諾)

ヒヒより起つた経済恐慌時代から経済安定に到達するまでの時期をひうのである。ただ、わたくしは、いの問題をとりあげるにしても、我が国におこなわれを実証的に研究した素材のむわあわせがなむことを遺憾とする。<sup>(4)</sup> 辛うじれにつじては、かつてリープマンとヨクスナーによつてドイツ、オーストリアのそれについての詳細な研究がなされてゐるので、これららの研究を中心として問題の究明を試みることとする。

(注4) 戦後ににおける保険犯罪統計としては、前掲の警察庁の調査がみられるが(未発表)、戦前のむのむつては「昭和七年一〇月司法省刑事局調査(自大正一五年至昭和五年)保険金騙取目的の放火事件調」がある(いの調査資料の一部について抜萃したものを前掲「損害保険と犯罪に就く」の附録資料に掲げておこだ)。

(5) Moritz Liepmann, Krieg und Kriminalität in Deutschland, 1930 ; Franz Exner, Krieg und Kriminalität in Österreich, 1927 ; Karl S. Bader, Soziologie der deutschen Nachkriegskriminalität, Generalatsaomwalt in Freiburg 1.Br.1949. また、賃金犯罪と闇やく研究といひ、青谷「前掲論文とからむ文庫参考文献」 Ingenieur S. Nelken, Verbrechen und Versicherung. 1928-mit einem Vorwort von Dr. Rebert Heindl, wirkl. Legationsrat, Vortrag. Rat z. D., Berlin und einer Erläuterung der rechtlichen Grundsätze von Rechtsanwalt, Dr. Max Alsbeg ; Grassberger, Die Brandegungskriminalität, 1930 ; Heinrich Oberhansberg, Der Versicherungsbetrug und sein Verhältnis zu Betrug, Brandstiftung und Sachbeschändigung nach geltenden und Künftigen Recht, 1930 ; Campell, Insurance and Crime, 1931 ; Anderson, R.A., The Insurance's Tort Law, 1964.

(6) わが国における保険犯罪に關する研究は少なくなつ(いふにひつては、青谷、前掲論文にががける文献、ルーブル、保險學雑誌)七卷三号九号六二ページ以下にかかる文献のほか、青谷・「保險契約法論」四一一ページにかかる文献、鹿又・「放火犯の実証的研究」(司法研究第一〇輯)、長谷川・「保險放火の搜査」(警察研究一五卷)、草野・刑事判例研究一卷、飯塚・法学研究一八卷三号、龍岡・判例研究・昭和十四年度長谷場「火災保険と放火」・検査一、二ページ以下等参照。

四 戦時戦後における犯罪の消長 ハクスナーは、戦時および戦後における犯罪の消長を考察するにあたり、これをいつもの時期に区分してそれぞれの時期において民衆を支配していた心理学的基礎の描写を試みている。

1 戦争熱中時代 (Die Zeit der Kriegsbegeisterung) ハクスナーは戦争が開始されてから国民精神の燃えさかっていふ時代である。

ハクスナーは、戦争熱中時代においては、怒濤のハルトミッケ義勇奉公の精神が横溢しているため、この時代の犯罪は極度に減少するものが一般であるといつてゐる。<sup>(1)</sup>

2 義務履行時代 (Die Zeit der Pflichterfüllung) 第一線の兵士から銃後の婦人にいたるまで、あらゆる危険にさらされながら、すぐでの苦難を耐え忍んで、真剣な確信に満ち満ちていた時代である。

この時代における犯罪は、もして悪化を示していないが、この時代の後期にいたつて増加の傾向を示している。

3 疲弊時代 (Die Zeit der Ermattung) 戰勝に対する確信があらゆる面において動搖しあじめて、ついに抵抗力が衰えはじめる時代である。

この時代にいたつて犯罪はいかにもしく増加の傾向を示している。

4 崩壊時代 (Die Zeit des Zusammenbruches) はじめは軍政、ついに経済的やもめたりをめだし、おそるおそる社会的没落の時代である。

この時代においては、国民は、憔悴し、餓え疲れ、過労におちいり、神経は萎え、血の最後の一滴までも失いつく

し、飢餓と失業、未曾有の住宅難と燃料難がおしよせ、政治的にも肉体的に道徳的にも崩壊し、そのため犯罪は激増するにいたつたのである。

5 復興時代 (Die Zeit des Wiederaufbaues) 戰争復興の時代である。

犯罪激増の傾向は、復興時代にいたりよみへ落つきを示してゐたのであるが、戦前に比べれば犯罪的にはなお非常な負担となつてゐる。

(注) Höpler, Wirtschaftslage-Bildung-Kriminalität (Archiv für Kriminologie, 76, Bd., S. 81.)

五 戦後の財産犯の動向 いやがれの時代においては、財産犯は、犯罪微表学的相貌に性格上の特徴を与えるものである。ドイツにおいては、第一次大戦前は、この種の犯罪件数が常に上昇の一途を示しているのを知ることが出来る。オーストリアに比し、より裕福なドイツにおいてそうであるから、オーストリアにおけるそれはなおいゝそろ頗著な現象を示している。しかし、戦争開始後の犯罪はいちじるしく下降の傾向を示すにいたつた。とくに詐欺は戦時にはいふところじるしい減退を示している。やなわちドイツにおける詐欺事犯の数は、いつのとおりである。

一九一三年	一一七、一五七	一九一六年	一四、一〇一
一九一四年	一一五、七一〇	一九一七年	一三、〇三六
一九一五年	一四、三九〇	一九一八年	一四、〇六一

犯罪心理学の立場からすれば、この数字は罰せられた詐欺事犯の一部にしかすぎない。詐欺犯罪構成要件としての犯罪高不況下における保険犯罪(青谷)

欺綱行為としては、多くの場合、証明書類の偽造すなわち文書偽造としてあらわれる(8)のであるが、これも平和時代を下まわる傾向を示している。すなわち、いつものとおりである。

一九一三年	八、一四九	一九一六年	五、五九五
一九一四年	七、一五一	一九一七年	七、一七四
一九一五年	四、二八〇	一九一八年	八、一〇九

(注8) Trommer, H., *Urkundenforschung und Betrug in Weltkriege*, Heft der Kriminalistischen Abhandlungen, Herausgegeben von Exner, 416. S. 18.

#### 六 経済界の活況における詐欺事犯

経済界が活況を呈してゐるとされ、それに詐欺事犯の活動舞台の築かれる

ことが多い。経済生活の異常な状態は、誠実な商慣習によって拘束され利潤を求める」とのである平時の状態よりも、詐欺にとってははるかに有利に作用するものである。しかも、経済界がとみに活況を呈している時代においては、詐欺に対する感情とのような犯罪を告発しようとする用意などがとかく軽視されがちなものである。商品の極端な欠乏は、あらゆる物資の主観的価値を高め、その物資がそれほど重要なものでないにせよ、まだ、買手がだまされて暴利をむねられてはいるにせよ、買手は、「自分は何かをもつてゐる。そして、ひとたび物資の不足が急激におそつてくれば、昨日のがらくたも明日の貴重品になるであらう」と必ずからをなぐさめるのである。「悪貨は良貨を駆逐する」(bad money drives good money out of circulation) (Gresham's law) のたとえではないが、悪質な商品が良質な商品を駆逐する結果になれば、人は質と云ふことを考えなくななる。そこに詐欺という犯罪の誘惑が潜在するに

いたるのである。人びとが衣食住の不足のゆえに原始的な生活を余儀なくせしめられ、激化する貧困に対し絶望的な闘争をしている反面において、異常な戦後経済の動きを巧みに泳ぎまわる詐欺師によって新しい活動の培養地が築かれるに至るのである。人びとは、だまされても支離滅裂しきつた生活秩序をのりきるに急のあまり、これらの詐欺師を告発したり犯罪を立証したりすることをしないのである。

このように、戦後経済のもとにおいては、一般の人びとの犯罪に対する敏感性 (Kriminell Reizbarkeit) を減退せしめ、詐欺事犯に対して新しい形式の便宜を与えてるのである、これを保険についてみると、外務員や代理店のなかには、自己の経済生活を豊かにするに急のあまり、詐欺的申込に対する犯罪の敏感性を減退せしめ、不良悪質契約の申込に対し新しい形式の便宜を与えているものがみつけられる。それは、また、保険詐欺事犯の培養にも大いに与かって力あるものとなっているのである。

七 インフレーションの経済犯 戰争犯罪は経済犯罪であるとのエクスナーの定義はまことに至言である。<sup>(9)</sup> 戰争の経済におよぼした影響すなちわ封鎖、貿易の杜絶等により、いわゆる予備的原料を消費してつくし、貨幣制度の破壊を招來し、ひいては悪性インフレーション時代に突入する等のため、戦時戦後の犯罪は、経済的財貨を中心とするにいたるのである。

この種の犯罪は、インフレーション時代にいたって強くあらわれ、戦時中よりもこの時代にいたって急激に上昇を示すようになったのである。戦事は終つたが、新たに経済的困窮が累加したのである。このことは、第一次世界大戦後のドイツにおいても顕著にみられたのであって、ドイツ貨幣の外国に対する購買力の喪失、ドイツ消費経済の絶望

的な孤立状態が起り、そこに新しい饑饉時代——体重の減少と栄養不良および心臓障害の増加、衰弱者および病弱者の増加、胃病および神経衰弱の増加——が訪ることになったのである。このようにして、このような困窮はふたたび經濟犯の飛躍的増加を促進するにいたつたのである。このことは、第二次大戦後わが国についても指摘しうるところである。われわれは、戦後の保険犯罪を考察するにあたつても、このよう点を念頭において正しく理解するところがなければならない。

(9) Exner, a.a,O.S. 88.

八 犯罪のデフレーション・スタグフレーン・ショーンへの適応性 詐欺は、ドイツの例にとってみると、典型的なデフレーション犯罪となつてゐる。レンテンマルク (Rentenmark, 1923年) の不思議があらわれた以後すなわち貨幣の欠乏時代になると、貨幣に対する渴望の目標としてある手段を講じて詐欺犯の増加を招來する。この犯罪の増加は、既遂または未遂の詐欺事件を告発するに際し、以前と同じ經濟的因素が寄与することによってさらに高められる。貨幣が欠乏し信用が逼迫する時期においては、債権者は、滞納した債務者に対しそうやかに詐欺の告発をするにいたるのである。この場合、債権者は、告発という圧迫手段をとることによって、最も効果的にして最も簡単な強制執行手段を選ぶことができるからである。このようなことが、この時代における詐欺事犯の増加現象をいつそう強く促進することになつてゐるのである。

犯罪のデフレーションへの適応性という現象は、放火 (Brandstiftung) において最も顕著にあらわれてゐる。放火は、貨幣価値の下落する時期には非常に減少しているのであるが、貨幣価値が安定し、貨幣が欠乏するとともに急

激に、また、部分的には平和時代のそれ以上に増加するのをみることができ。失火 (Fahrlässige Brandstiftung) の関係の明瞭なしかも相対的にははるかに少ない振幅は興味深いものがある。それは、失火には一つのもの、やなわち、度数が人間の怠惰と不注意の表現として相対的には不变であるところの眞実の過失の場合と、実際には故意による放火であるが裁判上立証困難のため失火と認定された場合とがあることを示してゐる。これをドイツのバイエルン地方における火災の増加と失火、保険詐欺を比較すると、つまらない興味のある結果を知ることができる。<sup>(10)</sup>

年 度	保 関 詐 欺	單 純 な 放 火	人 の 現 住 す る	失 火	バ イ エ ル ン の 火 災
一 九 一 三	一一〇	一六四	一九九	八四三	一、七一五
一 九 二 三	三	一〇〇	四六	七二六	二、一一八
一 九 二 四	一〇	一六六	八六	一五四	二、八三九
一 九 二 五	三九	一九九	一八九	九八九	三、七三〇
一 九 二 六	七五	二〇四	三二八	一、〇二三	

なお、ドイツのインフレーション時代における詐欺事犯件数をみると、つまらないとおりである。

一 九 一 三 年	二九、一五七	一 九 一 三 年	三一、五一〇
一 九 二 一 年	三四、〇七一	一 九 一 四 年	一一七、一一〇
一 九 二 二 年	一九二五年	一 九 一 五 年	四四、六五八
	三三、八七一		

犯罪のデフレーションへの適応性がとくに放火において顯著であることは、上掲のバイエルンにおけるそれに徴しても明らかであるが、とくに、保険詐欺のときは一九一四年においては、前年度の約三倍にも上つてゐるのに、放

火は一・六倍であり、一九二五年においては、保険詐欺は前年度の約一倍、放火は一・三倍を示している。いずれにしても、犯罪の知能犯的傾向が保険詐欺においてとくに顕著であり、これが上昇率の激しいことが明瞭にうかがわれる所以である。

こうした現象は、デフレーション期にはいたころのわが国においても日常の新聞紙その他に顕著にあらわれているところである。また、スタグフレーション下にあるところにおいて、ときにあげた警察庁の調査にみられるように、いっそう激増の一途をたどる傾向がみられるのである。しかし、われわれは、ドイツにおけるような保険詐欺に関する詳細な資料をもたないのであるが、それにのべた昭和七年一〇月司法省刑事局が全国の裁判所管内における保険金騙取目的の放火事犯について調査したところによれば（自大正一五年至昭和五年）、つきのとおりである。

放火と失火の有罪被告人員表（全国裁判所管内）

年 度	失 火		放 火		放火のうち保険金騙取の目的 人 員 (件)	(件 数)
	放	火	放	火		
正 一 元 五 年	三、一七一人		五八二人		一二三人	(一〇九)
二 二 年 五 年	二、七二四		六〇八		一五一	(一三八)
三 三 年 五 年	二、三五四		五三一		一四〇	(一三三)
四 四 年 五 年	二、六五三		五一五		一四〇	(一三六)
五 五 年 五 年	二、二四三		六〇九		一〇五	(一八七)
計	一三、一五〇		一、八四五		七五八	(七〇三)

これによれば、放火事件の有罪被告人一、八四五名のうち保険金騙取目的のものは七五八名（件数にして七〇三件）である。この表には示していないが、そのうち、超過保険の明らかなものは五一二件すなわち約七割四分となっている。この傾向は、とくに東京、大阪に多く、東京は有罪者三四二名中保険詐欺一一六名、大阪は有罪者一四〇名中保険詐欺九〇名で、いずれも約三分の二が保険金騙取の目的にでていることが明らかにされている。

生命保険その他の保険に関する詐欺統計としては、さきにあげた警察庁の調査資料を除いて他にみられないのを遺憾とする。

(12) Hentig, Hans V. Zunahme der Brände in Bayern, Monatsschrift Krim. Psych., 18. Jahrg. 1927, S.210 ff.

### III 保険詐欺事犯の態様・動機

一 保険詐欺 保険詐欺 (Versicherungsbetrug) が道義を基調とする保険制度それ自身と相容れないものがあることは、ここに改めて説くまでもないところである。<sup>(13)</sup>

動機は、われわれの心身の活動を起すものである。すべて犯罪行為は動機にはじまる。つぎに動機の争が起つてくる。その結果いざれかの動機が勝つとき決意が起る。決意がすめば行動にはり、かくして犯罪の結果が生れるのである。<sup>(14)</sup>したがって、犯罪の動機は、犯人の主觀によつて異ならざるをえない。たとえば、殺人の動機にしても、保険契約者または保険金受取人が被保険者を殺害するにしても、保険金詐欺の目的をもつて被保険者を故意に殺害しよう

### 三 保険詐欺事犯の態様・動機

七六

とする場合もあるうし、痴情による場合、怨恨による場合もある。ガロファロ (R. Garofalo) によれば、殺人は生命の感なきものであり、生命の感は人間が生物である以上第一に有すべきもので、これを失えばすでに生物たる本性を失つたものであるといつてはいる。

詐欺の動機は、これが財産犯であることとの性質から利欲によるものが最も多い。ガロファロは、詐欺は誠実なき感である。誠実の感は原始生活をしている者から文化生活をしている者にいたるまで当然にもちあわせているものであるといつてはいる。

(11) 寺田・犯罪心理学二一六ページ以下。

一 放火の動機 放火の動機について、ワインガルト (ドイツのドレスデン裁判所顧問) は、その著「放火研究概論」(一章の三)において、第一に、私利私欲をあげてはいる。これをわけて、(a)自己または他人を利用するためには、(b)低廉に家を建てるため農村においては家主が自己の持家に放火する傾向があるほか、(c)売ろうとしても買手がないためさしあたり金を獲るために放火するもの、(d)焼失家屋について実価以上の利得をうるために放火するもの、(e)撤去された物体に対する保険金を獲るために放火するもの、たとえば、貴重品をひそかに他に移しておいて家に放火し火災によって貴重品を失つたように装うて保険金を詐欺しようとするもの)、(f)職にありつこうとして放火するもの、(g)火災を報知して金銭上の利得を獲ようとするもの (消防士などにみられる)、(h)火災の混雑にまぎれて物を盗むためにするもの、(i)窃盗または横領あるいは殺人の罪跡をかくすためにするものなどがあるとし、第二に、放火犯の嫌疑をうけ予審中にある者を救うために放火するもの、第三、復讐、第四、不平、第五、青春時代のホームシックによる

もの、第六、恐怖、第七、放恣、第八、精神病をあげてはいる。

なお、フランクロック (ロンドンのアトラス保険会社ニューヨーク支店長) は、一九一三年九月二日国際火災技師協会における「火災保険と放火の関係」について講演したなかで、火災発生の原因として、(a)自然危険、(b)道徳的危険、(c)気質危険の三つをあげ、このうち道徳的危険をわけて、(a)復讐および害心、(b)罪証湮滅、(c)狂氣、心神耗弱、酒乱および亢奮性、(d)保険金詐欺とすることができるとしている。このうち、アメリカ各州およびニューヨーク市における一九一〇年前後の統計を総合すると、火災総数に対する放火件数は約一三%で、そのうち、保険金詐欺による放火は約五%であるとしている。<sup>(12)</sup>

放火の動機としては、いろいろ考えられる。知能犯の常として文化の進歩とともに多種多様になるので、これを一つの範疇に包含することは困難である。これらについては別に紹介するところにゆずる。<sup>(13)(14)</sup>

(12) ワインガルトとフランクロックのその詳細については、青谷・前掲保険学雑誌三七巻三四〇号二四ページ以下。

(13) 青谷・前掲三六ページ以下。なお、戦前のそれについては、司法省刑事統計年報、戦後のそれについては最高裁判刑事統計年報によって、罪名別犯罪原因の動向を知ることができる。

(14) 刑事判決にあらわれた火災保険詐欺事犯のあらましについては、青谷・保険学雑誌三八巻三四二号一ページ以下。

三 生命保険詐欺の動機としては、これを殺人 (被保険者故殺) を中心としてみれば、利慾の目的に出たものが最も多い。このことは、刑事統計年報の示すところでもある。

四 保険詐欺事犯の態様と生命保険詐欺事犯の態様については、判決にあらわれた多くの事例によって知ることができるのであるが、これを生命保険についてみるとつきのときものがみられる。<sup>(15)(16)</sup>

### 三 保険詐欺事犯の態様・動機

七八

生命保険における犯罪は、利欲を動機とするものが最も多い。そのためには、生命保険に加入しようとする者が、できるかぎり身体の弱点をかくして保険の利益を獲たいと望むのあまり、いろいろの手段を用いて保険者を欺罔するのである。なお、従来あられた事例に照らして分析すると、つぎのごときものがみられる。

(ア) 死亡診断書を偽造のうえ死亡届を作成し、戸籍謄抄本を取得し、死亡を装うて保険金を騙取するもの

(イ) 死亡診断書と戸籍謄抄本の用紙（本物そっくり）をあらかじめ印刷しておいて、各地をわたり歩き無診査保険契約の申込をし、削減期間内に災害・伝染病にて被保険者が死亡したかのように死亡診断書を偽造し、それにあわせて死亡年月日を記載した戸籍謄抄本を偽造のうえ、保険金を騙取するもの

(ウ) 告知義務違反の疑をさけるため戸籍謄本を偽造し、死亡年月日を故意に変更のうえ、保険金の騙取を企図し、医師と共に謀して既往症をかくし保険金を騙取しようしたもの<sup>(17)</sup>

(エ) 保険金を獲得するため医師と共に謀して既往症を隠蔽するもの<sup>(18)</sup>

(オ) 架空名義または他人名義を冒用して保険契約の申込をし、戸籍謄本、死亡診断書などを偽造のうえ保険金を騙取するもの

(カ) 診査面接の際他人を被保険者として利用するもの（いわゆる替玉）<sup>(19)</sup>

(キ) 他人を被保険者として加入させこれを殺害のうえ保険金を騙取するもの<sup>(20)</sup>

(ク) 死亡を虚証するもの<sup>(21)</sup>

(ケ) 老年者が他人の尿を利用して身体検査に合格し保険金の騙取をはかるもの<sup>(22)</sup>

(コ) 第三者の屍体を利用して死亡を仮装するもの<sup>(23)</sup>

(サ) 無智の者を被保険者として契約を締結し、これを殺害して保険金を獲得しようとしたもの

(シ) 無智の者を被保険者として契約を締結し詐術を用いてその者を錯誤におちいらしめ、その者が自殺する意思がないのにかかわらず、みずから頸を縊り一時仮死状態におちいることがあっても、他の薬をのめばふたたび蘇生すると誤信せしめたうえで、被保険者を縊死せしめ、被保険者の自殺を理由として保険金を騙取しようとしたもの<sup>(24)</sup>

(ス) 被保険者の既往症、現在症を秘して健康者といつわり契約を締結のうえ保険金を騙取しようとするもの

(セ) 被保険者を巧妙な方法をもってひそかに殺害し保険金を騙取しようとするもの

(ハ) 他人を殺害しその他人が何びとであるかを識別し難い程度に面容を破壊し被保険者みずからは他のいざれかに逐電し、情を知っている家族がその他人を死亡した被保険者であるといつわって保険金を獲得しようとしたもの

(タ) 大震火災に乗じて被保険者みずから焼死の届出をし保険金を騙取したもの

(チ) 死亡を虚証して保険金を騙取しようとしたもの（戦時中ある国立高等学校の教授が自分の実子について試みた事例で、全くの知能犯である。）

(ツ) 第三者の屍体を利用して死亡を仮装し保険金を騙取したもの

(ナ) 保険金請求手続の間隙をねらつて仮装死亡処理をして保険金の騙取を企てたもの

(ト) いわゆる日大生殺し事件<sup>(25)</sup>

(ナ) かつて川口市の某医師が巧妙な手口で保険金の騙取を企てた事例<sup>(26)</sup>

### 三 保険詐欺事犯の態様・動機

八〇

- (二) 被保険者を殺害のうえ不慮の死亡を装うて保険金を騙取するもの（災害保障給付金）  
(ス) 被保険者の罹病を秘して加入し死亡後保険金を騙取するもの<sup>(27)</sup>
- (ア) 故意に手指を切断のうえ不慮の受傷といつわり傷害給付金を騙取するもの  
(イ) 軽傷であるのに重傷を装うて入院し、入院給付金を騙取するもの  
(ハ) 自傷を過失傷害といつわって傷害給付金を騙取するもの<sup>(28)</sup>
- (ヒ) 他人の保険契約の解除を申出で解約返戻金を騙取するもの  
(フ) 保険証券を盗んで解約返戻金を騙取するもの  
(ヘ) 保険証券を盗んで保険契約者貸付をうけるもの
- (15) 火災保険詐欺事犯の態様については、青谷・保険学雑誌三八巻三四二号一ページ以下、海上保険その他の保険に関する犯罪については、同三八巻三四三号一ページ以下参照。海上保険のそれにつき、寺田・「船員匪行論」青山博士還暦記念論文集三八三ページ以下。
- (16) 警察庁の調査によれば自動車保険については、契約前の事故を契約後の事故として届出て保険金を騙取するもの、仮空の交通事故を届出て騙取するもの、事故内容をいつわって届出て騙取するもの、自動車盜難を装つて騙取するものなどがみられる。
- その他の損害保険としては、仮空の盜難被害を装つて盜難保険金を騙取するもの、保険の目的とされているボートを故意に流失させて動産総合保険金を騙取するもの、故意に交通事故を起して架空入院のうえ交通傷害保険金を騙取するものなどがある。
- 各種共済においては、自己所有の小屋に放火し失火といつわって火災共済金を騙取するもの、他原因の負傷を交通事故の受傷といつわって交通共済金を騙取するもの、無加入車による事故を加入車による事故といつわって自動車共済金を騙取するもの、牛の死亡原因をいつわり死亡牛を購入のうえ家畜共済金を騙取するもの、養殖いけすの流出事故をいつわって漁業共済金を騙取するものなどがみられる。
- つぎに、社会保険関係においては、(ア)失業保険については、就労事実がないのに稼働していて失業したように装い不正受給しているもの、架空の労働者を就労退職させて不正受給しているもの、引き続き稼働中であるにかかわらず失業したように装い不正受給しているもの、受給資格をうるため稼働日数を水増して不正受給しているもの、受給中の者が再就職し他で稼働中であるのに引き続いて受給しているもの、他人の失業証明書入手のうえ身分をいつわって不正受給しているものなどがみられ、(イ)厚生年金については、従業員の被保険者資格取得届をしないで保険料を騙取しているものがみられ、(ウ)国民健康保険については、医師等が虚偽内容のレセプトを提出して治療報酬名のもとに診療報酬を騙取しているもの、他人の保険証により診療をうけ不法利得しているもの、保険証を偽造のうえ診療をうけ不法利得しているものなどがみられ、(エ)健康保険については、医師等が虚偽内容のレセプトを提出して治療報酬名のもとに診療報酬を騙取しているもの、他の保険証を使用して治療をうけて不法利得しているもの、保険関係がないのに会社の職員として保険に加入したように装い治療をうけ不法利得しているもの、雇用関係が消滅しているのに引き続き資格があるようにつりり治療をうけ不法利得しているもの、罹患していないのに医師の証明書等を偽造して不正受給をうけているものなどがみられ、(オ)労働者災害補償保険については、業務上災害死亡した遺族を装つて遺族補償金等を不正受給しているもの、他社の職員を自社の職員であるかのように装つて関係書類を偽造のうえ不正受給しているもの、故意に手指を切断して労災事故といつわり申告のうえ不正受給しているもの、私用中の負傷を就労中の負傷といつわって申告のうえ不正受給しているもの、労災後稼働中であることを秘して引き続き休業補償を不正受給しているものなどがみられ、(カ)自動車損害賠償責任保険については、故意に事故を起して過失事故を装つて不正受給しているもの（当り屋をふくむ）、無加入車による事故について車両番号を取替え、加入日を遡及させる等の手段を用いて不正受給しているもの、関係書類を偽造のうえ架空事故をつくりあげて不正受給しているもの、事故内容をいつわって申告のうえ不正受給しているもの、事故関係の示談書、領収証などを水増して請求書をつくり不正受給をし

ているもの、医師等が虚偽内容のレセプトを提出して治療報酬名のもとに報酬を騙取しているもの、他原因の負傷等を交通事故による受傷といつわって不正受給をしているもの、交通事故の受傷により休業したかのように休業証明書を偽造して不正受給しているものなどがみられる。

(17) 大判・昭七・三・一七刑集一一卷三四ページにあらわれた事例。

(18) 大判・大正五年判決録一一七ページ。なお、死亡診断書偽造のほか、役場書記と通謀して行われた事例もみられる（鉤路地判・昭四・四・二〇新聞二九九〇号一一ページ）、鉤路地判・昭三・二・一「八保険評論」二卷五号四一ページ。

疾病黙秘と詐欺につき、大判・大三・五・一六刑録二〇輯九〇六ページ、同・大四・一一・二九刑録二〇〇〇〇ページ、同・昭六・七・一六刑集一〇卷三三七ページ（この判決については、草野・刑事判例研究一卷一九八ページ以下に賛成批評がある）、同・昭一〇・三・一二三九四ページ、同・昭一〇・一一・一一刑集一四卷一一七七ページ、同・昭一一・五四・新聞三九九二号一七ページ、同・昭一四・八・三一刑集四六九ページ、同・昭一五・一二・五新聞四六五七号一二ページなどがみられる。

(19) いわゆる保険魔川本匡事件がこの例としてみられる（三浦・保険学三八〇ページ注一、三八二ページ注二、永松・明治大正実話全集八巻「詐欺横領実話」一ページから八四ページまで参照）。その例は非常に多い。判例にあらわれた事例としては、大判・昭六・一二・一八刑集一〇卷七九九ページがみられる（この判例につき、草野・前掲一九八ページ以下、二〇五ページ以下の賛成批評がある）。一七八六年のイギリスの事例につき、青谷・保険学雑誌三七巻三四〇号四五ページ参照。

(20) 前掲川本匡事件がこれにあたる。

(21) 一八四八年のベルリン事件、一八六五年のフランスのリヨン事件がみられる（これらにつき、青谷・前掲四五ページ以下。なお、三浦・前掲三八二ページ注二）。判例にあらわれた事例として、大判・昭八・四・一九刑集一二卷四七一ページ以下がみられる（これにつき青谷・前掲四六ページ以下）。ボートが須磨沖合で転覆し被保険者が行方不明になつた旨届出て、被保険者の戸籍抹消に成功のうえ高額の保険金を詐取した事例がある。被保険者が偽名を使って国會議員候補者の名譽を毀損する私設新聞記事を反対派の有権者に配付したというで公職選挙法違反に問われ起訴され、指紋などにより偽名であることことが判明し、本籍地に照会の結果、死亡が虚偽であり、保険金詐取の事実までが明るみにてたという事例もみられる。

(22) 三浦・前掲三八二ページ注三参照。

(23) 三浦・前掲三八二ページ注五参照。

(24) 大判・昭八・四・一九刑集一二卷四七一ページ。

(25) 大判・昭一三・一二・二三刑集一七巻九八〇ページ。医師Tは医業不振に苦慮していたところ、当時日大専門部歯科に在

学中の長男Mを被保険者として大正一四年から昭和九年までの間に第一生命、明治生命、帝国生命との間に保険金合計六万六、〇〇〇円の保険契約を締結し、昭和九年五月中旬ごろMを殺害のうえ保険金を騙取することを企図し、Mに梅毒治療薬六〇六号にモルヒネを混用したものを注射し同人を毒殺しようとしたが果らず、その後数次にわたり毒殺を試みたが果らず、昭和一〇年一月三日出刃包丁をもつてMを殺害したというのである（各社とも保険金受取人による被保険者殺害として免責としている）。

(26) 医学博士川口輝志・生命保険詐欺論、永松・明治大正実話全集八巻等参照。

(27) 保険証券の騙取ということにもなる。これについては、前掲の大判・昭六・一二・一八のほか多数の判例がみられる（大判・大一二・一二・二五刑集二巻一〇二四ページ、同・昭一三・一〇・八刑集一七巻七〇八ページその他）。なお、大判・大一一・三・一一刑集一巻一三〇ページは、私法上無効の保険証券であつても、これが騙取は詐欺罪の目的となるとしている（保険証券と詐欺罪との関係につき、前掲草野二〇五ページ以下）。なお、これらにつき、青谷・保険契約法論II四二二ページに掲げる文献参照。

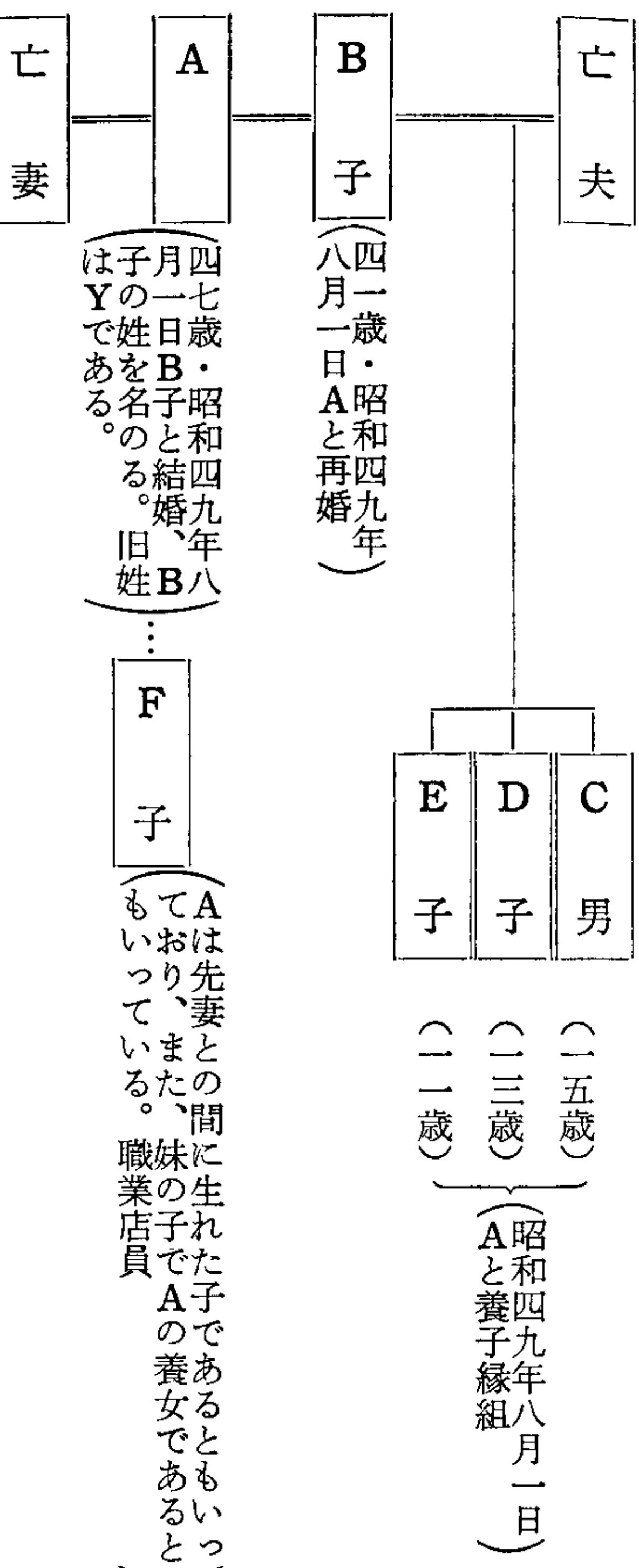
(28) なお、警察庁の調査によれば、事例を生命保険に限定してみると犯罪の手口はますます巧妙をきわめていることを知ることができる。たとえば、(ア)公務員が会社役員と通謀して実姉が肺癌であることを秘して契約をし保険金を騙取しようとしたもの、(イ)運送店経営者が、従業員の示指を故意に切断して業務中の負傷といつわって外務員と共に謀のうえ保険金を騙取したもの、(ウ)タクシー運転手グループが故意に軽度の交通事故を起し、または相手の過失を利用し、医師にムチウチ症を訴え、保険金と傷害特約給付金を騙取したもの、(エ)債権者である不動産業者（会社組織となつてゐるが、債権者が經營する事実上の個人会社）が、債権保全のためと称して、債務者をして同人を契約者兼被保険者、債権者を保険金受取人（当初は債務者名義になつていたのを改めさせて債権者／法人／名義としている）、保険金一億八、五五〇万円とする生命保険契約を締結

### 三 保険詐欺事犯の態様・動機

八四

せしめ、その後債務者を撲殺のうえ保険金を騙取しようとしたもの（この事件については、青谷・生命保険経営四〇巻六号八七〇ページ以下に詳述している）債務者を撲殺したのは不動産会社へ保険金受取人と指定の社長某である。このような場合、法人格否認の法理を適用して商法第六八〇条第一項第二号により免責とすべきである旨結論している。）、（オ）会社役員が妻らと共に謀して、海難事故により死亡したように装い、偽装の死亡届などを提出して戸籍の抹消を求めて保険金を騙取したもの（〔2〕の例）、（カ）故意に左示指を切断して過失による事故を装い、簡易生命保険金と生命保険金を共に騙取し、または騙取しようとしたもの、（キ）幼なじみを被保険者、自己を保険金受取人とする契約をしたうえ、保険金騙取を目的としてひき逃げ事故を偽装し、保険金を騙取しようとしたもの、（ク）高濃度の一酸化炭素ガスを妻に吸入させて殺害し、ビニールハウス保温用煉炭による事故死亡といつわって保険金（生命保険、簡易保険）を騙取し、または騙取しようとしたもの（山形地判・昭五〇・一・二九～昭和四九年〔第五八号・第七九号殺人・詐欺被告事件〕）。これについては、青谷・生命保険経営四三巻四号五二一ページ以下にその概要を紹介しておいた。）、（ケ）脳軟化症などの病弱な実父に替玉を使い、保険会社幹部らと共に謀して保険金を騙取したもの、（コ）別府のAにかかる保険金騙取未遂事件などがあげられている。

五　いわゆる保険金三億円詐欺事件　別府のAにかかる保険詐欺事犯は、昭和四九年九月一日から同年一月五日までの六五日間にAが四生命保険会社との間に九件、二火災保険会社との間に五件の契約を締結し、被保険者を殺害のうえ保険金の騙取を企図しようとしたものである。Aは、自己、妻、Aの子の名義をもつて契約の申込をしているが（事実上の契約者はAである。）、被保険者は、いずれも妻と子供（養女・養子）であり（妻と養女二人はAによって殺害されている。）、保険金受取人は、養女（殺害されている。）、Aの子（Aはこの子供を自分の実子とも養女ともいっているが不明。上述のことく、この子供を契約者とするものもある。）となっている。いま、Aを中心とする契約関係者を図示すると、つぎのとおりとなる（カッコ内の被保険者の年齢は、各会社の申込書に記載されている生年月日により、六捨七入の方針により算出した契約年齢である。ただし、損害保険のそれは自然年齢となつていています。）。



Aが事実上の契約者として各社との間に締結した契約状況は、つぎのとおりである。

命	(A)	会社	保険
期	倍保障	保険種類	契約
(三〇年満)	五倍型	年月日	保険
(四七歳)	A	契約者	被保険者
歳齢	C	満期のとき	保険金受取人
一約五年男	C	満期のとき	保険金額
(均等割子子子)	E D F	死亡のとき	保険料
三〇万円	一、五〇万円	死亡のとき	死亡のときの保険金額
三〇万円	三、〇〇万円	災害	災害
三〇万円	三、〇〇万円	死亡のとき	死亡のときの保険金額
月払	月払	死亡の時	A 死亡の時
四、五〇円	四、五〇円	本件の場合	本件の場合
〇円	〇円	A 死亡の時	死亡のときの保険金額
〇円	〇円	本件の場合	本件の場合

三 保険詐欺事犯の態様・動機

八六

命(F)	(イ)生(E)	命(D)	(フ)生(C)	(ホ)生(B)
入傷災定期 一院害害期 定○給付付保 年付付養老 金金	約災特 別害割 付養老 特・ 満○期	約災特 別害割 付養老 特・ 満○期	倍五 保型一 滿年	倍五 保型一 滿年
九・一 一三(四 一歲)	九・一 〇	九・一 〇	昭四 九・二	昭四 〇・二
B子	A	A	A	A
歲齡契 一約 一年子	歲齡契 一約 三年子	歲齡契 一約 三年子	D子	E子
E子	D子	D子	D子	E子
E F 子子	E F 子子	E C F 子男子	D C F 子男子	
つ入傷一 き院害一 四一千日 万円に円 とある 災害死 亡計 障五 特六 万二 万円	つ入傷一 き院害一 四一千日 万円に円 とある 災害死 亡計 障五 特六 万二 万円	300万円	300万円	300万円
1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
月払 六、 三〇円	月払 六、 三〇円	月払 七、 三〇円	月払 八、 三〇円	月払 八、 三〇円
C男 三、 〇〇〇万 円	F子 一、 〇〇〇万 円	C男 一、 〇〇〇万 円	C男 一、 〇〇〇万 円	C男 一、 〇〇〇万 円
A 三、 〇〇〇万 円	A 一、 〇〇〇万 円	A 一、 〇〇〇万 円	A 一、 〇〇〇万 円	A 一、 〇〇〇万 円

火(K) 災(J)	災	命(I)	生(H)	生(G)
傷害事故	傷害事故	自賠責保険	約災付害保険終保険倍保障特	泰特別定期約保険右保険に同定期
昭四 〇・三	昭四 〇・三	間(保二年) 期(年)	一〇・二	昭四 九・一 三(二 〇歳)
F子	F子	K	F子	親権者A (二〇歳)
(D 二 歳子)	(E 〇歳子)		(歲齡契約 一年)B 子	(歲齡契約 一年)E 子
F子	F子	(均等割)	E F 子子	F D 子子
		100万円	100万円	100万円
			とある 災害死 亡計 障五 特六 万二 万円	つ入傷一 き院害一 四一千日 万円に円 とある 災害死 亡計 障五 特六 万二 万円
1,000万円	1,000万円	年払 六、 〇〇〇円	年払 六、 〇〇〇円	月払 六、 三〇円
-F子 一、 〇〇〇万 円	-F子 一、 〇〇〇万 円	C男 三、 〇〇〇万 円	C男 一、 〇〇〇万 円	F子 一、 〇〇〇万 円
-F子 一、 〇〇〇万 円	-F子 一、 〇〇〇万 円	三、 〇〇〇万 円	一、 〇〇〇万 円	一、 〇〇〇万 円

三 保険詐欺事犯の態様・動機

八八

(イ) 搭乗者保険	昭四九・ 10・三	B 子	A件の五人 E子・D子・B子の場合 E子の四人を指す
火災保険	昭四九・ 二・五	A	A件の五人 E子・D子・B子の場合 E子の四人を指す
対人賠償保険	昭四九・ 一一・五	A	A件の五人 E子・D子・B子の場合 E子の四人を指す
搭乗者保険		F 子	F子の三万円 C男の三万円 C男の三万円
火災保険		E D B A 本件の場合 子子五〇〇万円 子子五〇〇万円 クック	E D B A 年払 子子五〇〇万円 子子五〇〇万円 クック
対人賠償保険		一、〇〇〇万円 六カ月払い 三、九〇〇円	一、七五〇万円 二、六六、六七〇円 F子の三万円 C男の三万円

以上の契約は、わずか六五日の間に締結されたものであるが、これらの契約についてAが支払った保険料額は（損害保険のそれを除き、いずれも月払とされている。）合計二五万三、五八〇円となつていて。そして、かりに、以上の契約について保険金が支払われるものと仮定すると、Aの受領を予定される保険金額は一億四、三三三万三、三三四円、C男のそれは一、六六六万六、六六六円、F子のそれは一億四、〇〇〇万円となり、合計三億一、〇〇〇万円となる。かりに、Aも水死したとすると（Aは否定しているが、Aが自動車を運転し、そのまま別府の海に飛び込み、その妻B子、養女D子、E子を水死せしめ、Aは脱出している。）、C男の受領すべき保険金額は一億六、五〇〇万円、F子のそれも一億六、五〇〇万円、合計三億三、〇〇〇万円となる。

これらの契約の保険金額は、いずれも異常といえるほどの高額なものであり、Aは各社の営業所に出向いて積極的に加入を申し出でており、時には即時加入を強請していること、各契約の契約者は、事実上Aであるが、名義上の契約者は、B子、F子のが多く（一四件のうち、A名義のものは七件、B子名義のものは二件、F子名義のものは五件となつていて。）、B子、F子の収入からみれば、保険料負担能力をはるかにこえていてこと、各契約の被保険者は、B子の場合を除いて、その加入年齢などからみて正常な契約をはるかにこえる高額契約であること、Aの仕組んだ各契約の契約関係者の構成は、それぞれの契約目的を達成するためのものとしては正常なものとはいえず、そこにはあらかじめ予定された計画的な詐欺的意図が十分にうかがわること（Aが各契約について比較的安くても年払または半年払方式の保険料を故意にかけて、いざれも月払としている点にも、このような意図がうかがわるのである。）、などからみて、いざれも異常な契約というのほかない。

災害死亡の場合に高額の保障をするのは家計の中心をなす者によって生計をささえられている者の保障を考えてのものであるから、このような目的を達成するためには、家計の中心をなす者が契約者、被保険者となり、その被扶養家族を保険金受取人とするのが常識である。しかるに、Aにかかる契約のほとんどは、この目的を逸脱するものである。しかも、Aが、仕組んだ一四件の契約のうち、五件は、契約当時満一〇歳と数日を経過したばかりのF子が契約者となつていて、F子とはなんらの縁もゆかりもないD子とE子（F子とD子およびE子とは自然血族ないしは法定血族の関係もない。）をそれぞれ被保険者とし、F子の収入からすれば過当ともおもわれる高額契約を締結させているのである。加えて、F子は一四件の契約全部にわたり被保険者（B子、D子、E子）が死亡した場合における保険金受取人

と指定されていることは、全く異常というのほかない（F子とB子とは自然血族ないしは法定血族関係もないことは上述のとおりである。）。

Aにかかる契約を中心としてみれば、若干の例外はみられるにしても、そのほとんどが災害保障特約付養老保険となっている。この種の保険の目的とするところからみれば、家計の中心をなす者の不慮の事故にそなえるために配慮すべきであるにかかわらず、B子、F子が契約者として登場しており、わずか一歳と一一歳の女の子に高額の災害保障特約付養老保険を締結させているのである。

なお、Aは、以上の契約の申込と前後して、積極的にしかも強引に高額の契約を契約を申込んだため、G社からはあやしまれて保険加入をことわられている。

#### 四 保険詐欺に対する立法政策

一 立法政策 保険の文化的目的を守るために、これにともなうすべての悪行を除去することにつとめるところがなければならない。これがためには、保険犯罪を誘発しないように、損害保険であれば超過保険を厳重に取り締るべきであり、生命保険においても道徳的危険を防止するための措置を講ずべきである。一方、これにともなう各種犯罪を禁圧してこれを予防するところがなければならない。

保険にともなう危険には、企業者側に存するものと利用者側に存するものとある。

保険制度は、多数の人びとの不慮の災厄による需要の満足を得しめるにあるのであるから、企業者は、大組織のもとに統制ある経営を必要とし事業の信用を強固にしなければならない。そのためには、国家は、監督法規を制定して、これが監督上遺憾なきを期しているのである。企業者の悪行のうち最も多いのは、これを歴史的にみるに、財産管理の紊乱である。また、無免許で賭博類似行為をするものが多い。あるいはまた保険数理の複雑なのを悪用して不当に責任準備金を濫用するものも少なくなかつたのである。賭博行為の手段として、なれ合いによる超過保険——保険会社が代理店などに募集成績の向上を強制する結果、火災保険においてしばしばみられるところであつた——合意の無被保険利益、富籠その他射幸行為によるもの、代理店、外務員、保険医等によって行われる犯罪等である。これらの多くは、監督官庁の厳重な取締りもあって、今日においては、ほとんどその跡を絶つてゐるとはいへ、異常経済のもとにおいて、いつどこでおこるかもしれない危険分子を内包しているともいえる。<sup>(29)</sup>

つぎに、利用者側に存するものとしては、超過保険を付して保険金を騙取するもの、不当に高額の生命保険契約をして被保険者を殺害のうえ保険金を騙取するものなど保険詐欺事犯がその跡を絶たない。古い立法例では、保険者側の填補すべき金額の決定監督につき警察官の発動を必要としたものがある。たとえば、一八一八年のザワリン法、一八三七年のプロシア動産火災保険のこときそれである。プロシア法は、火災が発生したときには、被保険者に対して相当な損害填補額を決定するものとし、支払準備が整つたときは、保険会社またはその代理店は、警察官庁にその旨届出でなければならない。保険金の支払は、警察官庁がその届出を受理した後八日以内に異議を申し述べない場合にこれをするものとする、旨規定している。この法律は、一九〇一年ドイツ私営保険監督法以後廃止されて、今日で

は、保険者みずからのお責任において損害額を決定せしめことにしている。

(29) 青谷・保険判例集四一五ページ以下、四四五ページ以下にかかる判例参照。

二 生命保険において古来最もおそれられているものは道徳的危険である。上述の別府のA事犯のこときその典型的なものである。これを取り締るためには、従来からも、いろいろの立法措置が試みられている。これをA事犯についてみると、被保険者はB子を除いてはいずれも子供である。しかも、そのような子供の死亡保険において二、〇〇〇万円ないし六、〇〇〇万円という災害保障付養老保険契約が幾口もつけられているのである。加えて、被保険者である子供とは全く無縁の間柄にあるわずか一〇歳を数日経過したばかりの、女性が契約者になっているのである。

子供を被保険者とする死亡保険においては、とかくこれを悪用して道徳的危険をおかすものが少くないというので、各国とも、契約者となりうべき者の範囲を制限し、契約しうる保険金額についても制限を加えている。たとえば、ニューヨーク州保険法第一四七条は、つぎのとく子供についてつけることのできる保険金最高制限額を法定している。

生後六カ月未満の者	一〇〇ドル	(約三、〇〇〇円)
生後六カ月以上一年六ヶ月未満の者	一一〇〇ドル	(約六、〇〇〇円)
一年六ヶ月以上二年六ヶ月未満の者	三〇〇〇ドル	(約九、〇〇〇円)
二年六ヶ月以上九年六ヶ月未満の者	四〇〇〇ドル	(約一、一〇〇〇円)

九年六ヶ月以上一〇年六ヶ月未満の者 一、一〇〇ドル (約三三〇、〇〇〇円)  
 一〇年六ヶ月以上一一年六ヶ月未満の者 一、一一〇〇ドル (約三六〇、〇〇〇円)  
 一一年六ヶ月以上一二年六ヶ月未満の者 一、三一〇〇ドル (約三九〇、〇〇〇円)  
 一二年六ヶ月以上一三年六ヶ月未満の者 一四、〇〇ドル (約四二〇、〇〇〇円)  
 一三年六ヶ月以上一四年六ヶ月未満の者 一、五〇〇〇ドル (約四五〇、〇〇〇円)

そして、契約者については、被保険利益を有する者(アメリカでは生命保険につき被保険利益をみとめているが、わが国での通説はこれをみとめていない。)または被保険者を扶養している者に限定している。

旧簡易生命保険法第四条の一および同令第五条の二も、一〇歳未満の小児についての保険については、つぎのことき保険金額を制限していた(改正前の法令によれば一二歳未満のそれにつき制限していた。)。

三歳未満	七五円	七歳未満	一八〇円
四歳未満	九〇円	八歳未満	一一〇円
五歳未満	一一〇円	九歳未満	一二〇円
六歳未満	一五〇円	一〇歳未満	二七〇円

そして、契約者となりうる者については、被保険者の二親等内の親族にかぎるものとしていた(旧簡易生命保険法四条の三、これは明治四四年法律第七二号による改正前の商法第四一八条の考え方たゞ親族主義をとったものである。現行簡易生命保険法第七条は、一定の保険で年齢一〇年に満たない者を被保険者とするものについては、被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉でなければならないとしている。)。

わが国的一般の生命保険についても考慮すべき問題である。<sup>(30)(31)</sup>

(30) 生田・「小児保険と道徳的危険」生命保険協会年報一九卷一号、同・「小児保険に関する所謂道徳的危険に就て」生命保険経営一卷五号。

(31) 小児保険に関する犯罪については、生田前掲論文に掲げるアメリカにおける資料参照。なお、青谷・保険学雑誌二七卷一一四〇号五〇ページ以下に掲げる資料参照（東京大学法医学教室発表の資料、司法省刑事統計年報）。

III 超過保険防止のための立法政策 損害保険においては、超過保険防止についての立法政策が考えられる。一七九四年のプロシア法は、「保険は致富の道じだ」(Allgemeines Landrecht für preussischen Staaten, Th. II. Tit. 8 § 1983 — “Durch Versicherungen muss der Versicherte sich nur gegen Schaden decken, nicht aber Bereicherung dadurch suchen”) と規定している。「異よそ利潤のなまふいに保険だ」 (“Ohne Interesse Keine Versicherung,”, “Ohne versicherbares Interess, Keine Versicherung,”, “Pas d'assurance, sans intérêt”) ややねだむぎ、保険金額が保険価額に超過した場合、その超過した範囲に契約の効力をみとめぬ理由は存しない。

このある超過保険の原則は、オランダ商法第一五三条第一項に規定された「各國法のらとしくみとめぬいにあつた場合には、これにのぞむに体刑をもつてし、その罪状の重い者には死刑を科してい。なお、フランスのルイ・フィリップ法(三六九条)。

べる予防的規定である。

わが商法は、単にこれを無効とするに止むない(商法六二一条)のであるが、契約者の悪意に対する公法的制裁については別に考慮していない。一五七〇年のオランダにおけるアルバート侯令は、保険契約により故意に致富をはかった場合には、これにのぞむに体刑をもつてし、その罪状の重い者には死刑を科してい。なお、フランスのルイ・フィリップ法(三六九条)。

超過保険の防止策として、従来、各国法がとった立法措置としては、超過保険そのものを無効とし、それが悪意に出たものであるときは、制裁として既払保険料を没収するところにや続なし(商法六二一条、六四二一条、旧フランス商法二五八条、イタリア商法四二八条、ブルガリア商法四七〇条、ベルギー商法二二一条、オランダ商法一五三条、チリ商法五二二一条、ドイツ保険契約法五一一条、スイス保険契約法一九条、イタリア民法一九〇九条、ノルマ・ロシア旧民法二六九条)。

(32) 青山・保険契約法研究一七ページ以下。

四 保険詐欺刑事立法政策理念 われわれは、現代社会機構のもとにおいて、貧乏人と病人と犯人の三者必滅を期することはできない。貧乏人と病人とは、福祉国家の使命遂行過程において救われるのであるが、犯人に対して

#### 四 保険詐欺に対する立法政策

九六

は、特別の措置を講じなければならない。

犯罪は、個人と社会の不調和に起因する。それゆえ、われわれは、犯罪の社会的原因を探究して、保険事業の健全なる育成防衛方法を講ずるところがなければならない。われわれは、刑法によつていたずらに刑罰を多くつくれといふのではない。刑法は、われわれの社会生活に一定の規律を与えて、われわれの社会的活動をその理想に向わしめることをその使命とする。<sup>(33)</sup> 保険犯罪取締法規の厳格性は、保険制度を利用する者に一定の規律を与えて、その理念の達成に協力せしめ、保険による相互扶助、社会連帯の精神を培養することを使命とするものである。かつて、リストは、「刑法は犯罪人のマグナ・カルタである」といつたが、刑法が、犯罪人のマグナ・カルタであることは刑法本来の使命であるというのではなく、「犯罪人は刑法から救わるべきに止まらず、さらに刑法によつて救われなければならない」<sup>(34)</sup>のである。<sup>(35)</sup> それゆえ、刑法は、「刑罰からの犯人解放は犯罪からの人間解放」であつてはならないのである。要するに、社会的危険性のあるものが刑罰の対象となりうるのである。犯人の人格を尊重してふたたび社会人として人たるに値する生活を教えようとするものである。

刑法は、社会防衛に必要とする限度において厳格性を示さなければならない。国家は、無益に不当の制裁を科してはならない。国家の無益な刑罰は、かえつて国家の経済力労働力を阻害するものである。犯人も人格者である。それゆえ、犯人の人格を尊重してそれを社会に同化せしめ、その者がかつて有していた反社会性をかえて社会的水準に復元するまで国家の責任において教育するところがなければならない。国家の理想は、刑によつて刑なきを期するにある<sup>(36)</sup>。

刑法と保険とは、現代文化の所産である弱者の保護と強者の向上のために重要な役割を演じている。保険事業は、國家の強行法そして監督取締法規、刑法等によつて適当に進むべきところに進むことができる。したがつて、保険と刑法の微妙な機能は、いままで現代文化の水準向上のため大きな力を發揮するものとなつてゐるのである。それゆえ、国家は、保険政策の一つとして、刑法のもつ使命がいすこに存するかを検討して、これが対策を講ずるところがなければならない。経済界にデフレーション微候がみられ、stagflation傾向がつづく過程において、保険詐欺事犯の上昇が顕著にみられる今日、その必要性をいつそう痛感せしめられるのである。もとより、保険犯罪に対する厳罰論はその必要の度をこえてはならない。保険犯罪においては、保険が一定の技術の基礎のうえに仕組まれているものであるだけに、これにともなう犯罪は、これを逆用するものであるだけに高度の知能犯に属するものである。したがつて、他の商事犯罪と同じくその経済人としての特性に対する有効適切な対策を講じなければならない。<sup>(37)</sup>

ザウエルは、営利犯罪人は、心身ともに強健な者が多く、常に機会をうかがつていて、少しでも機会があれば即時にこれに乗ずるものである。このような利欲的犯罪を主とするものの常として、巧みに検挙をのがれるためもあって、犯罪統計にあらわれた数字は、比較的少ないのが常である。このように、営利犯罪人は、奸智に長けた強健者が多く、その性質上利慾犯に属するものであるから、他の暴行とか傷害よりも厳罰に処すべきであるといつてゐる。<sup>(38)</sup>

保険における犯罪は、保険者の直接の利害に關係を有するのみでなく、保険の技術的基礎を破壊し、保険団体を構成する善良な加入者の犠牲負担において犯人のみが利得するの結果を招くことになる。したがつて、保険事業における保険詐欺に対する立法政策

る詐欺的行為は、他の事業における詐欺的行為とは異なり、その社会公共において弊害は、ばかりしれないものがあるのである。このような危険は、これによって保険事故の招致を頻発せしめ、ひいては保険事業の経営の基礎を危殆におちいらしめるおそれがあるのみでなく、保険の文化的目的を没却し、文化の福音たる保険をして、かえって、文化の呪咀者たらしめ、保険の社会性公共性を根底から破滅に瀕せしめることとなるのである。それゆえ、われわれは、このような事実をよく認識して国家としてどうぞ対策をすみやかに講ずるといふがなければならない。

現行法上、保険契約者、被保険者、保険金受取人が不正手段によつて行う非行に対しては、私法の面においては、詐欺による保険契約を無効とし（生命保険約款）、保険金の支払免責をみとめ（商法六四一条、六六五条、八一九条、六八〇条）、他人の生命の保険契約について同意主義をとり（商法六七四条）、超過保険を禁止（商法六三一条）する等の措置を考えているが、刑法の面においては、詐欺、文書偽造、放火の規定によつて取締つてゐるにすぎない。<sup>(93)</sup>

- (33) 牧野・日本刑法總論111ページ
- (34) 牧野・刑法に於ける重点の変遷68ページ以下、同・刑法に於ける法治国思想の展開1五六ページ以下。
- (35) 滝川・刑法読本一九六ページ。
- (36) 大禹「禹。帝曰。惟茲臣庶。罔<sup>ナシ</sup>或<sup>オカス</sup>ノアル<sup>アシルガラ</sup>予正<sup>アシルガラ</sup>。汝作<sup>ヲ</sup>士<sup>ト</sup>。明<sup>ニ</sup>于<sup>リ</sup>五刑<sup>ヲ</sup>。以<sup>テ</sup>強<sup>ニ</sup>五教<sup>ヲ</sup>。期<sup>ニ</sup>于<sup>リ</sup>予治<sup>ム</sup>。刑期<sup>ニ</sup>于<sup>リ</sup>無<sup>ク</sup>刑。民<sup>ガタウ</sup>于<sup>リ</sup>中<sup>一</sup>。時乃<sup>ハ</sup>功<sup>ヲ</sup>。懲哉<sup>ヤハ</sup>」（蘆野徳林著佐伯復堂訳注・無刑錄上巻1111ページ）。
- (37) 牧野・刑法における法治国思想の展開4711ページ、田中（耕）・商法研究1卷11111ページ、常盤・商事に関する犯罪（青山博士還暦記念論文集11111ページ）。
- (38) Sauer, Kriminalsociologie, 1933.
- (39) Manes, Versicherungswesen, I. Allgemeine Versicherungslehre, fünfte, Aufl. 1930, S. 349,

五 保険詐欺に関する刑事立法例　わが国においては、保険に関する犯罪であるという理由で、刑がとくに加重されたり、それに対しても刑罰法規上特別な規定を設けてはいない。保険詐欺に関する刑罰法規は、だいたいにおいてこの法系にわけることができる。<sup>(40)</sup>

(ア) 保険詐欺を特殊の犯罪として詐欺罪のもとに規定するもの

これに属するものとしては、ドイツ、イギリス、スイス、ブルガリア、イタリア、オランダ、デンマーク、ノルウェー、ベンガリー、フィンランド、ロシアなどの法律がみられる。

(イ) 火災保険詐欺を特殊の形態のものとみないで放火罪のものに規定するもの

これに属するものとしては、フランス、ベルギー、スペイン、スウェーデン、ポルトガル、ルクセンブルグなどの法律がみられる。

- (40) Negler, Vergleichende Darstellung des Deutschen und Auslandischen Strafrechts, Beson. T. Bd. 7.19 07, S. 523.

六 ドイツの刑事立法　ドイツにおいては、古くから保険犯罪について特別規定が設けられている。ドイツ刑法典（Strafgesetzbuch）は一八七一年の制定にかかるのであるが、その後約一〇〇年の間にドイツの歩んだみちはまゝにむかしゆのがあり、ドイツ刑法も、このようだ歴史的背景のもとにめあぐるしい変転をつづけ、同法制定後七〇数回にわたり改正補完が加えられてくる。<sup>(41)</sup> ドイツは、過去11回にわたる大戦の試練を経て、戦争と犯罪について多くの貴重な経験を重ねてきたのであるが、それは刑法改正にも大きな影響を与えるものとなつてゐる。<sup>(42)</sup>

保険犯罪のうち最も多いのは、詐欺、文書偽造、放火の罪である。火災保険に関する犯罪も多いが、生命保険に関するものも少なくないことは、すでに指摘したとおりである。

ドイツ刑法第二六五条は、(ア)「詐欺の罪を犯す目的をもって火災保険に付した物件に放火し、または船舶積荷もしくは貨物を保険に付した船舶を沈没させ、または坐礁させた者は、一〇年以下の懲役および罰金に処する」と規定している(第二七条第一項第一号により五マルク以上一〇マルク以下の罰金とされている)。なお、(イ)「酌量すべき事情があるときは、六月以上の軽懲役に処し、これと併せて罰金を科することができる」ものとしている(第二七条第一項第二号により五マルク以上一万マルク以下の罰金とされている)。

一九二五年草案第三一一条(一九一七年草案三四六条も同様)は、「(ア)自[口]または第三者をして保険金を取得せしめるか、または保険者に損害を与える意図をもって消滅、毀損、喪失もしくは盜難に対し保険に付した物件を破壊、毀損もしくは転置した者は、禁錮の刑に処する。(イ)本条の未遂は、これを罰する。(ウ)情状がとくに重い場合には、一〇年以下の懲役に処する」ものとしている。この草案の理由書によれば、「保険詐欺 (Versicherungsbetrug)」に対する特別な处罚は、現行法(二六五条)においてはせまく制限されており、火災の危険に対しその危険を保険に付した物件を焼燬し、または保険に付した船舶もしくは保険に付した積荷もしくは貨物を搭載している船舶を沈没もしくは坐礁せしめた場合に行われるにとどまるのである。そこで、この草案においては、この精神を一般的ならしめ、消滅、毀損もしくは喪失することによって保険事故の発生をいつわった動産保険 (Sachversicherung) のすべての場合について处罚することができるものとした。その保険に付した物件が、犯人の所有に属するものであるか、または他人の所

有に属するものであるかによって、差別的扱いをうけるものではない。そして、本条の罪は、犯人が利得もしくは加害の意思のもとに保険事故を招致した事実を黙秘して保険金を騙取したこと、または騙取しようとしたが未遂に終つたことのいかんを問わず、成立するものとする。本条の罪が成立するためには、保険に付した物が、犯人の物であるか他人の物であるかを問わないものであるが、自己もしくは他人に保険金を取得せしめ、また、保険者に損害を与える意思のもとに行われたことを必要とするのであって、その犯罪構成事実は、現行法第二六五条の「詐欺の意図のもとに」という字句と一致するのである、また、保険者に損害を加えるの意図は詐欺の意図と同視するものであって、犯人がその意図を達成して保険者が保険契約にもとづいて給付したことを必要としない。通常刑としては、現行法は一〇年以下の懲役としている。この处罚の刑期および罰金の額は、従来、保険詐欺として捕捉した二つの場合(すなわち、火災の危険に対して保険に付した物件の焼燬、保険に付した船舶などの沈没もしくは坐礁)においては、公共の危険という見地において決定的な力を与えている事実によって明白であるが、この草案においては、犯罪構成事実を一般的ならしめたことの結果として、重い刑を通常の刑として維持することは不可能である。そこで、この草案は、保険詐欺を軽罪として評価し、これを处罚するに五年以下の禁錮をもつてすることとした。とくに情状の重いものにあっては(この草案七六条二項)、この草案第三一一条第三項において、一〇年以下の懲役をもつてのぞむこととした。そして、保険事故を故意に招致したことが同時に第一六章において处罚した犯罪構成事実の一つを成就する場合にあっては、なお、そのうえに多数の法律違反の競合に関する規定(この草案六四条)を適用すべきである。なお、本条の未遂を处罚することは、現行法においては、その本条をもつて重罪としていることより明らかであるが、これを軽罪として評価する

この草案においては、その第二三条第三項を考慮してその必要をみとめたものである。

ドイツにおいては、一般に保険詐欺は、詐欺の予防行為であると解されている。<sup>(43)</sup> ロンメルは、保険詐欺をもつて詐欺未遂と解している。すなわち、反対の事情のないかぎり、保険金が当然に被保険者に支払われるという理由のもとに、特別な欺瞞を生ずる余地がないものとし、第二六五条の要求する被保険物件の焼燬自体に欺罔行為がみとめられるとしている。しかし、保険会社は、単に火災による損害が発生したからといって保険金を支払わない。保険会社は、多くの場合、被保険者の通知がないかぎり、事故の発生についても、また、損害の填補請求をするかどうかについても全く知ることができないのであり、また、たとい、通知がなされたとしても、ただちに保険金を支払うことなく、火災の原因について厳密な調査をし検査を行うのである。したがって、悪意の火災に対しては、さらに別に欺罔行為がなければならないのである。<sup>(45)</sup>

ティーマンは、ドイツ刑法第二六三条の詐欺罪と第二六五条の保険詐欺罪とを比較し、前の刑は、禁錮(第一六条によれば、禁錮は、一年以上五年以下となっている)および罰金が科せられるのに(その額については二七条)、後者の刑は、一〇年以下の懲役および罰金(その額については二七条)となっていて、後者の刑は前者の刑よりも重いことからみて、立法者は、第二六五条によって詐欺行為を処罰しようとしたものではなく、むしろ、焼燬のもたらす公共危険に對して考慮を払ったものと解すべきであるとしている。<sup>(46)</sup>

ティーマンは、火災保険詐欺の公共的危険性は、外見上人間生活あるいは他人の財産に對してなんらの危険の存在しない場合においては、ただちにこれを認識することはできないが、そうかとい

つて、これによつて、なお、公共的危険性の存在を否認することはできない。けだし、犯人は、多くの場合、その行為の価値を認識し、それによつて十分なる利益をえようとしているものであるから、価値のない物件に放火するようなことは通常考えられないところであるからである。すなわち、個々の保険会社が詐欺的な火災に對して保険金を支払うことによつて、会社のみでなく、間接的には他の善良な被保険者団体にも損害をおよぼすことになる。したがつて、会社は、詐欺的損害の填補によつてこうむる損害に對しては、保険料率を引き上げるか、または配当金を減らすべきことになる。時には会社じたいが破産することにもなり、ひいては、一般加入者も非常な損害をうけることになる。その結果、保険に對する国民大衆の信頼を失うことになる。保険制度が個人経済はもとより国民経済に對して重大な意義をもつてゐることはいうまでもないことであるが。あらゆる物上信用が保険にその基礎を有し、また、われわれの経済生活においてきわめて重要な役割を占めている商品担保貸付が保険なくしては考えられないことをおもいあわせるとき、詐欺的な保険事故の招致は、常に公共的危険性をもたらすものであることを痛感するのである。<sup>(47)</sup>

このように、ドイツにおいては、保険詐欺は、一般の詐欺のもとに規定されているものの、一面、保険が公共的危険性の要素をもつてゐることにかんがみ、詐欺罪と放火罪との限界のうえにあるところのものとして、全く独立した特別の犯罪とされているのである。<sup>(48)(49)</sup>

それでは、ドイツ刑法において保険詐欺の罪が成立するためにどのような犯罪構成要件が必要とされるかといふに、客体としては、火災保険に付した物件である以上、第三六〇条および第三〇八条に規定する放火罪の物件(礼拝のため集合に供する建造物、船舶、屋舎、人のときどき居住する場所、鉱坑、倉庫、集積商品、農産物、材木、燃

料、田畠の産物、森林、泥炭採掘所）のみでなく、その他の動産および不動産を包含する。これらに付加形式上有効なる保険契約の存在するをもって足ると解されてゐる。<sup>(50)</sup>

行為としては、火災保険に付した物件を焼燬した以上、よひて生じた損害は、保険契約上填補されるべき程度に達しなくてもよい。損害が軽微で犯人の企図する詐欺目的が達せられない場合においても、行為は、焼燬とともに既遂となる<sup>(51)</sup>。第一一六五条にいわゆる詐欺の罪を犯す目的とは、保険金騙取の目的であつて、超過保険の存在を必要とした<sup>(52)</sup>。主体は、被保険物の所有者のみでなく、第三者もまた保険金を被保険者またはその承継人に取得せしめることがであるので、主体となることがである。<sup>(53)</sup>

ドイツ刑法は、このように、保険詐欺を特別犯罪としているので、これが未遂は罰せられる。たとえば、被保險物を焼燬しようとして他の物体に放火したもの、被保險物は焼けなかつたといつたような場合においては、たゞ、そのため保険金騙取の目的を達成しえなかつたとしても、保険詐欺の未遂として处罚すべきことになる。<sup>(54)</sup>

以上は、火災保険詐欺に関するドイツ現行刑法第一一六五条の生い立ち、およびその解釈についてのべたのであるが、生命保険に関し、同法第一一一条は、保険金を騙取する目的をもつて被保險者を殺したときは、謀殺罪として無期懲役に処するものとしている（一般の故意五年以上の重懲役に処せられねばならぬ）が、物欲的動機に出だしたときは、これを謀殺とし無期懲役に処するものとして厳罰をもつてのぞんでいる。

なお、健康証明書の偽造につき、「医師その他医業者の免許をうけたと詐称し、または許可をえなほにかかわらず、これらの者の名義のよどみ、よしくは権限なく偽らせる者は他人の健康状態に関する

証明書を作成し、または真正なる健康証明書を偽造して、官庁または保険会社を欺罔におよぼしめるためこれを行使した者は、一年以下の輕懲役に処する」と規定<sup>(1)</sup>（一七七条）、また、不正な健康証明書の発行につき、「医師その他の免許をうけた医業者であつて、官庁または保険会社において不正の目的のために行使する」とを知つて、人の健康状態に関する不正の証明書を、熟知に反して発行した者は、一年以上の輕懲役に処する<sup>(2)</sup>ものと<sup>(3)</sup>（一七八条）、なお、不正な健康証明書の使用について、「由[已]おなは他人の健康状態に関する、官庁または保険会社を欺罔におよぼしめるため、第二一七七条および第一一七八条に記載した種類の証明書を行使した者は、一年以下の輕懲役に処するものとする」（一七九条）旨規定している。なお、これらの罪（一七七条・一七八条・一七九条）を犯した者については、輕懲役に併せて公權の喪失を科する<sup>(4)</sup>ことがであるゆるわれてゐる（一八〇条）。

（41） 牧野・一〇〇巻にわたる刑法研究参照。ふくに一九六一年案については、回・刑法における思想・理論及び技術「四五」一シ以下。

（42） Liepmann, a. a. O.; Exner, a. a. O.; Bader, a. a. O.

（43） Erlich Thiemann, Das Delikt des Versicherungsbetruges in der Reichsstrafgesetzgebung, 1915, S. 3.

（44） Rommel, Der Betrug, 1894, S.174 ff.

（45） Thiemann, a. a. O. S. 3.

（46） Thiemann, a. a. O. S. 5.

（47） Thiemann, a. a. O. S. 8.

（48） Thiemann, a. a. O. S. 9; Olshausen, Kommentar Zum Strafgesetzbuch, S. 1929, Nr. 6.

（49） ドイツの一九〇九年刑法改正予備草案は、保険詐欺に関する特別規定を設けぬとの意見に対し反対の見解を示している。

その理由として、公共的危険犯罪が保険詐欺と同時に行われた場合には、前者は科刑するにふさじよう後者に対する責任を

#### 四 保険詐欺に対する立法政策

106

問うことがであるので、ふくに保険詐欺に関する罰則を設ける必要はない。ただし、火災による損害の通知が保険会社になされた場合には、詐欺未遂として処罰しらるるのであり、また、保険会社に対し通知はもぢるん、保険金の支払を請求する」ともなあれなかつた場合には、他の処罰規定、たとえば、器物毀棄の規定に抵触しないという点において危険を生ずるおそれのない行為は、刑法上処罰する価値のないものであるからである、ふれひじる (Kafka, Reform, II. S. 98. も同様のことをのべてゐる)。

一九一六年のチコ・スロベキア刑法草案も、同じ理由のもとに、保険詐欺に関する特別規定を設けなかつた。すなわち、自己の物に対する放火者が自己自身の物を焼燬する以外に何事もしないで、これによつて他人の財産に対する火災の危険を招致することがなかつたときは、なんらの制裁を必要としないし、自己の物に対する放火による保険詐欺の規定をもつて無用の規定としたのである (司法資料一九号三三〇ページ)。

- (50) Olshausen, a. a. O. S. 1431.
- (51) Olshausen, a. a. O. S. 1433.
- (52) Olshausen, a. a. O. S. 1433.
- (53) Olshausen, a. a. O. S. 1433.
- (54) Olshausen, a. a. O. S. 1433.

七 その他の刑事立法 一九一七年のイタリア刑法予備草案第六六一条は、「何人を問ねず、自己もしくは他人のために保険金をうる目的をもつて自己の物件を毀棄し、散乱し、損壊し、または隠匿した者は、六月以上三年以下の懲役および一万リラ以下の罰金に処する」旨規定してゐる。これは、一九一五年のドイツ草案にならつたものである。改正草案は、現行法に一步をすすめて、第三者の利益をはかゝた場合をも処罰し、客体について保護の範囲をひらめでいる。

これにつき、マーネスは、草案が物保険のみ著眼して責任保険、生命保険を除いているのは不当である。また、プロシア法にあつたような超過保険に対する刑罰規定を欠いているのもよくなないと批評してゐる。<sup>(55)</sup>

ハーヨーク州刑法第一七五節第一七五・五〇条は、「保険契約によつて損失補償請求に関する、保険者を欺罔する意思をもつて、保険者またはその代理人に對し、請求に関する重要な虚偽の陳述をふくむ文書を提出した者は、虚偽保険金請求の罪 (Presenting a false insurance claim) を構成する」ものと規定してゐる。

- (55) Manes, a. a. O. S. 349.

八 日本—考慮すべく立法 わが刑法は、保険詐欺に関する特別規定を設けていない。ただ、第一一五条は、放火につき、自己の物といえどもこれを保険に付してあるとき、その物を焼燬したときは、他人の物を焼燬したものとみなす旨規定してゐるにすぎない (昭和四九年五月一九日発表の改正刑法草案一八五条も同趣旨の定めをしてゐる)。医師等による虚偽文書の作成については、ドイツ刑法第一七七条から第一一八〇条までのじとれ定めをしていない (刑法一六〇条、改正草案一三一一条)。なお、詐欺罪についても、事、保険に関しては全く規定するといひがたい (一四六条以下、改正草案三三三六条以下)。

#### 五 あとがき

詐欺は、リープマンのいわゆるより典型的なデフレーション犯罪である。そして、この犯罪のデフレーション

への適応性のとくに明瞭にあらわれてているのは保険詐欺である。このことは、スタグフレーン期のそれについてもあてはまる。このことは、また、すでに述べたように、ドイツおよびわが国における犯罪統計が雄弁にものがたっているところでもある。戦争は国民に対し頽廃化と不良化をよびおこし、または促進した。インフレーション、そして、これにつづくデフレーションとスタグフレーンは、わが国の経済社会にかつてみられなかつたような変革をもたらしている。そこに経済犯の様相もかつてみられなかつたほどに巧妙化し複雑をきわめている。経済犯の一つとしての保険犯罪も例外ではない。エクスナーは、戦争は女子犯罪を男性化せしめたといつてゐるが、さいきんにおいては、妻が夫に高額の保険をつけて、これを殺害し、保険金を騙取する者まであらわれてゐる。

さいきんの別府のA保険詐欺事犯にかんがみ、保険犯罪に関する若干の研究を試みた次第であるが、焦眉の急として提唱したいのは、いま、とりあげられている刑法の改正作業におくれないよう、保険関係当局から法務省に陳情して、ドイツ刑法のような規定をわが刑法典に挿入されるよう実現を期して欲しいということである。<sup>56)</sup>

(56) 刑法第一一五条の立法理由に関連してわが国の刑法学者の中にも保険詐欺に言及し注目すべき見解が示されているのを見ることができる（岡田・刑法原論一〇二ページ、神谷・榎原・刑法評論五三三ページ、南雲・刑法修正理由一一四ページなど）。

刑法第二六二条の原案すなわち第二草案第二九九条は、「自己の物と雖も差押を受け又は物権を設定し又は賃貸し若くは保険に付したる物を損壊し又は傷害したときは前三条の規定に依る」としていた（現行法一一五条参照）のであるが、現行法は、この草案から「若くは保険に付したる物」を削除している（なお、刑法沿革総覧参照）。なお、これに關し、岡松博士は、「改正案が特にこの場合——保険に付したる場合——を挙げたるは余輩の大に賛成する所なり。然かも之を保険の凡ての場合に及ぼせるは保険学者の満足する所なるべし」といつておられる（同・刑法の私法觀一九七ページ。なお、一九

八ページにおいて生命保険詐欺についてのべておられる。）。

栗津博士は、火災保険犯罪につき厳罰主義をもつてのぞむべきであるとしておられる（栗津・「保険放火に対する政府方面の責任」・保険銀行通信・昭和七年一月六二三号一四ページ以下）が、生命保険詐欺事犯の激増してゐる今日、これについても、すみやかな立法的措置のとられることがのぞましい。